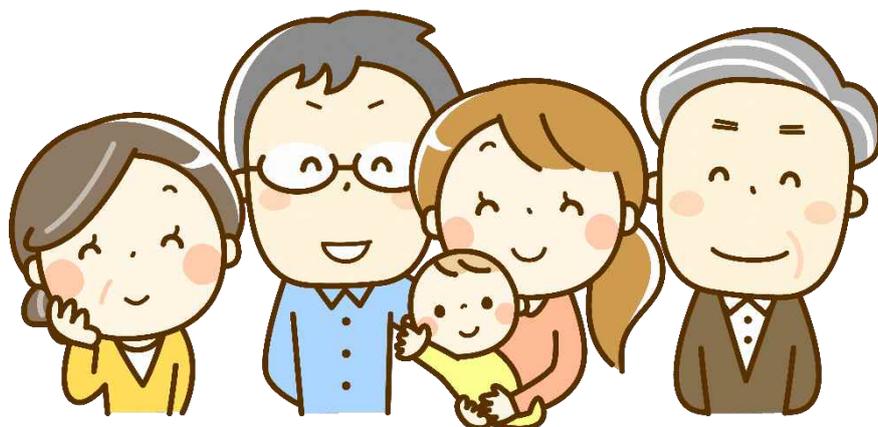


札幌市特定粉じん排出等作業における アスベスト飛散防止対策マニュアル (事業者向け)



令和7年(2025年)8月
札幌市環境局



本マニュアル、様式例などは以下の札幌市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html

はじめに

アスベストは、絶縁性や耐熱性などの物理化学的特長を有することから、様々な工業用原料や建築物等の建築材料に使用されてきました。

日本では1960年(昭和35年)代から使われ始め、1970年(昭和45年)頃から1990年(平成2年)にかけては、最も多くのアスベストが建材として鉄骨や天井等に使用されました。札幌でも同様に使用され、当時に建設された建築物等が築後30年以上経過していることから、今後これらの老朽化による解体工事が増加することが予想されています。

アスベストの繊維はとても軽くて空気中に舞い上がりやすく、これを吸い込むことにより長い潜伏期間を経て、中皮腫や肺がん等を発病することが知られています。このため、アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事時には、アスベストの大気環境中への飛散防止対策を徹底して行わなければなりません。

本マニュアルは、アスベスト除去等工事(特定粉じん排出等作業)を実施するにあたって特に注意すべき事項をまとめたものです。

なお、当該作業の方法等を全て網羅しているわけではありませんので、実際に作業を実施するにあたっては、本マニュアル内で紹介する各種テキストやマニュアル等を参照するようお願いいたします。

令和7年8月
札幌市

直近の改定内容

時期	内容
平成 18 年 9 月	●初版
令和 3 年 4 月	●令和 3 年 4 月に施行された改正大気汚染防止法の内容を反映しました。 ●全体の体裁を整理しました。
令和 4 年 4 月	●事前調査結果の札幌市への報告方法を追記しました。 ●各種様式の作成例と記載例を更新しました。 ●軽微な文言修正を行いました。
令和 7 年 8 月	●令和 8 年 1 月 1 日に施行される大気汚染防止法施行規則等及び設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者(令和 2 年 10 月環境省告示第 76 号)の一部改正を反映しました。 ●軽微な文言修正を行いました。

目次

1	<u>用語の解説</u>	
1.1	法令等の用語	1
1.2	アスベスト含有建材の区分	2
2	<u>解体等工事を行うときの規制の概要</u>	
2.1	関係法令等	7
2.2	解体等工事の流れ	9
3	<u>事前調査</u>	
3.1	事前調査の方法	11
3.2	事前調査に必要な資格	15
3.3	事前調査に関する記録	19
3.4	事前調査結果の発注者への説明	24
3.5	事前調査結果の札幌市への報告	29
3.6	事前調査結果等の掲示	35
4	<u>作業計画の作成、実施の届出</u>	
4.1	作業計画の作成	39
4.2	特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	42
4.3	下請負人への説明等	47
5	<u>除去等の方法・作業基準</u>	
5.1	飛散防止策の遵守	48
5.2	作業状況の記録	49
5.3	レベル1～2建材の除去(作業場を負圧隔離する方法)	54
5.4	レベル1～2建材の除去(グローブバッグ工法)	71
5.5	レベル1～2建材の封じ込め・囲い込み	73
5.6	レベル3建材(アスベスト含有成形板等)の除去	74
5.7	レベル3建材(アスベスト含有仕上塗材)の除去	77
6	<u>産業廃棄物の搬出</u>	
6.1	廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の搬出	80
6.2	札幌市山口処理場への廃石綿等の搬入	81
7	<u>作業結果の記録・報告、完了の届出</u>	
7.1	作業結果の記録	82
7.2	作業結果の発注者への報告	83
7.3	特定粉じん排出等作業完了届の提出	86
8	<u>事故等への対応</u>	90

付録1)参考資料等

付録2)関係法令等

1 用語の解説

1.1 法令等の用語

関係規程：法第2条第8項・第11～12項、第18条の14、第18条の15第1項・第4項、第18条の16第2項、第18条の17第1項 / 法施行規則第16条の4、別表第7 / 施行通知 / 国マニュアル「3.1～3.3」

本マニュアルでは特に断りがない場合、各用語の意味は次表のとおりです。なお、法令等で「石綿」、「特定粉じん」と記載されている用語のうち、読み替えても支障がないものについては、本マニュアルでは「アスベスト」と表記しています。

用語	意味
法	大気汚染防止法
法施行令	大気汚染防止法施行令
法施行規則	大気汚染防止法施行規則
施行通知	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について(環境省水・大気環境局長通知) 令和2年11月30日付 環水大大発第2011301号 令和5年6月23日付 環水大大発第2306231号
国マニュアル	 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省・環境省) (令和6年2月改正)(令和7年3月訂正事項を反映) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
条例	札幌市生活環境の確保に関する条例
条例施行規則	札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則
特定粉じん	アスベスト(石綿)
建築物等	建築物その他の工作物
解体等工事	建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を行う建設工事
特定建築材料	アスベストを含有する全ての建築材料
特定粉じん排出等作業	特定建築材料(アスベスト含有建材)が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業のうち、作業場所からアスベストを排出等させる作業
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの
除去等	除去、囲い込み、又は封じ込め作業
作業場	特定建築材料の除去等を行う場所
元請業者	発注者から直接解体等工事を請け負った者
自主施工者	解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者
下請負人	特定工事の全部又は一部(特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。)を元請業者から請け負った者(数次の請負契約の場合は、後次の全ての請負人を含む。)

1.2 アスベスト含有建材の区分

関係規程：法第2条第11項、第18条の17第1項 / 法施行令第3条の3、第10条の2 / 施行通知 / 国マニュアル「2.2.2」

アスベスト含有建材は、アスベスト繊維の発じん性の違い等により次表のとおり区分されています。

解体等工事する建築物等にどの区分のアスベスト含有建材が使用されているかによって遵守すべき規定が変わってくるため、建材の区分を把握することは非常に重要です。

発じん性 (レベル※1)	大気汚染防止法の区分	アスベスト含有建材の例
著しく高い (レベル1)	吹付け石綿	吹付けアスベスト
		乾式吹付けロックウール
		半乾式吹付けロックウール
		湿式吹付けロックウール
		軽量塗材(吹付けバーミキュライト(ひる石))※2
		軽量塗材(吹付けパーライト)※2
高い (レベル2)	石綿含有断熱材	煙突用断熱材 屋根用折板断熱材
	石綿含有保温材	配管等保温材
	石綿含有耐火被覆材	けい酸カルシウム板第2種
	比較的低い (レベル3)	石綿含有成型板等
建築用下地調整塗材		
ビニル床タイル		
スレート波板		
比較的低い (レベル3)	石綿含有仕上塗材	薄塗材C(セメントリシン)
		内装薄塗材E(じゅらく)
		厚塗材C(セメントスタッコ)

※1 レベルは、法令等で定義されたものではありませんが、一般的に広く認知されています。

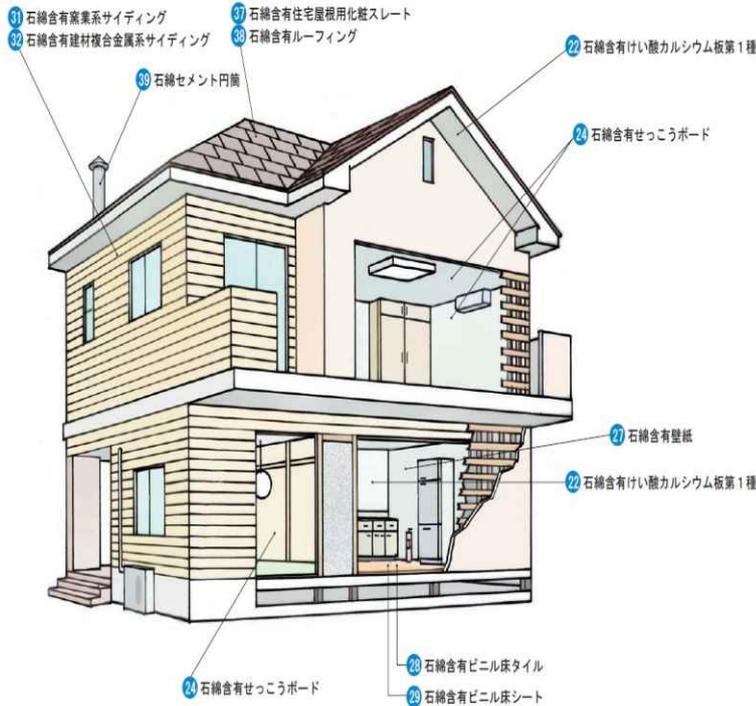
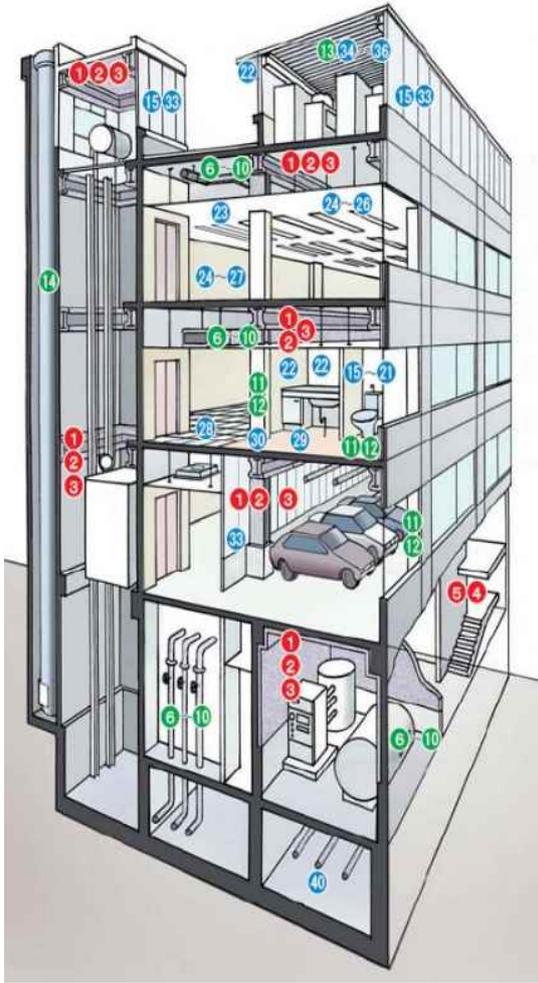
※2 軽量塗材のアスベスト含有吹付けパーライトとアスベスト含有吹付けバーミキュライト(ひる石)については、「吹付け石綿(レベル1建材)」として扱うこととされています。

アスベスト含有建材の種類については、以下の資料も参考になります。



「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

■ アスベスト含有建材の使用箇所(例)



レベル 1	1 吹付け石綿	
	2 石綿含有吹付けロックウール	
	3 湿式石綿含有吹付け材	
	4 石綿含有吹付けパーミキュライト	
	5 石綿含有吹付けパーライト	
レベル 2	6 石綿含有けいそう土保温材	
	7 石綿含有けい酸カルシウム保温材	
	8 石綿含有パーミキュライト保温材	
	9 石綿含有パーライト保温材	
	10 石綿保温材	
	11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種	
	12 石綿含有耐火被覆板	
	13 屋根用折板石綿含有断熱材	
	14 煙突用石綿含有断熱材	
レベル 3	15~19 石綿含有スレートボード	
	20 石綿含有スラグせっこう板	
	21 石綿含有パルプセメント板	
	22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種	
	23 石綿含有ロックウール吸音天井板	
	24 石綿含有せっこうボード	
	25 石綿含有パーライト板	
	26 石綿含有その他パネル・ボード	
	27 石綿含有壁紙	
	28 石綿含有ビニル床タイル	
	29 石綿含有ビニル床シート	
	30 石綿含有ソフト巾木	
	31 石綿含有窯業系サイディング	
	32 石綿含有建材複合金属系サイディング	
	33 石綿含有押出成形セメント板	
	34~36 石綿含有スレート波板	
	37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート	
	38 石綿含有ルーフィング	
	39 石綿セメント円筒	
	40 石綿セメント管	
	※その他、外壁などに石綿仕上塗材や石綿含有下地調整塗材が使用されている場合もあります。	

「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より

レベル1建材の例(「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より)



吹付けアスベスト(梁)



アスベスト含有吹付けロックウール(天井)



アスベスト含有吹付けバーミキュライト(天井)



アスベスト含有吹付けパーライト(天井)

レベル2建材の例(「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より)



アスベスト含有配管保温材(配管)



アスベスト含有けい酸カルシウム板第2種(梁)



アスベスト含有屋根用折板断熱材(天井)



アスベスト含有煙突用断熱材(煙突)

レベル3建材の例(「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より)



アスベスト含有石膏ボード(天井)



アスベスト含有ロックウール吸音板(天井)



アスベスト含有ビニル床タイル(床)



アスベスト含有ビニル床シート(床)



アスベスト含有窯業系サイディング(外壁)



アスベスト含有けい酸カルシウム板第1種(軒天)

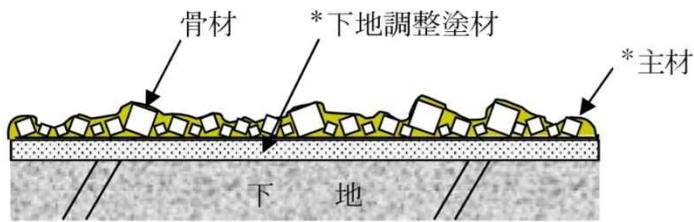


アスベスト含有スレート波板(屋根)

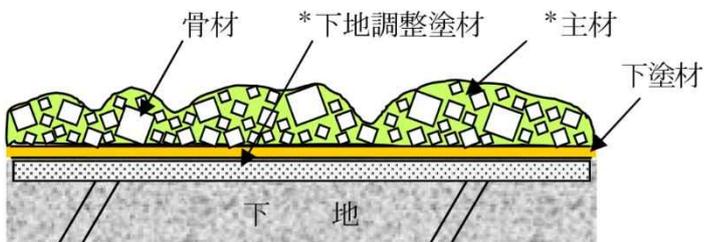


アスベスト含有住宅屋根用化粧用スレート(屋根)

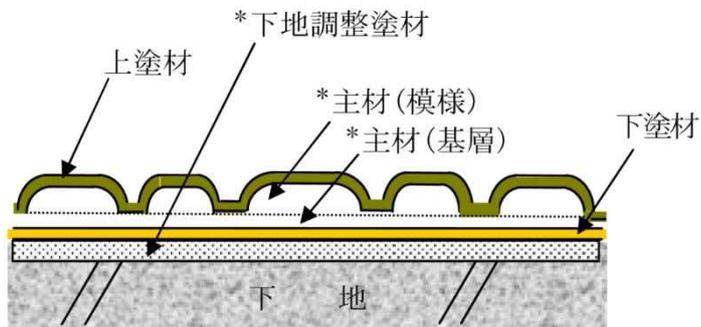
<薄付け仕上塗材：砂壁状模様の例>



<厚付け仕上塗材(上塗材なし)：吹放し模様の例>



<複層仕上塗材：凸部処理模様の例>



*アスベスト含有の可能性のあるのは、主材、下地調整塗材です。

建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針
(国立研究開発法人 建築研究会)より

2

解体等工事を行うときの規制の概要

2.1 関係法令等

建築物等の解体等工事を行う場合、大気汚染防止法等の関係法令等に基づき、適切に届出や作業等を行ってください。解体等工事を行うときのアスベスト関係の主な法令等は以下のとおりです。

本マニュアルでは、特に断りがない場合、大気汚染防止法、札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく取扱いについて解説しています。その他の関係法令については、担当部署にご確認ください。

●大気汚染防止法、札幌市生活環境の確保に関する条例

法令の目的	●建築物等の解体、改造・補修作業時におけるアスベストの大気中への飛散防止
規制対象	●全てのアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	●事前調査結果 →着工前までを目安に札幌市及び労働基準監督署に報告 ●特定粉じん排出等作業実施届出書(レベル1～2建材のみ) →特定粉じん排出等作業を開始する日の14日前までに提出 ●特定粉じん排出等完了届(レベル1～2建材のみ) →特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に提出
相談窓口	●札幌市環境局環境対策課 札幌市役所本庁舎12階 電話:011-211-2882 メールアドレス: kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

法令の目的	●解体作業時に発生する廃棄物の適正な処理
規制対象	●解体作業時に発生した廃石綿等、石綿含有産業廃棄物
アスベスト関係の届出等	●特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書 →設置又は変更した日から30日以内に提出
相談窓口	●札幌市環境局事業廃棄物課 札幌市役所本庁舎13階 電話:011-211-2927

●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

法令の目的	●特定の建設資材について、その分別等及び再資源化等を促進
規制対象	●特定建設資材に付着した吹付けアスベスト、その他のアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	●建設リサイクル法の届出書、再資源化に関する計画書(面積等要件あり) →工事に着手する日の7日前までに提出
相談窓口	●札幌市都市局建築安全推進課 札幌市役所本庁舎2階 電話:011-211-2867

●建築基準法

法令の目的	●建築物に係る最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産を保護
規制対象	●吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等、飛散のおそれのあるもの
相談窓口	●札幌市都市局建築確認課 札幌市役所本庁舎2階 電話:011-211-2846

●労働安全衛生法・石綿障害予防規則

法令の目的	●労働・作業環境の保全
規制対象	●全てのアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	●作業計画届出(解体等の作業届出) ●事前調査結果 →着工前までを目安に札幌市及び労働基準監督署に報告
相談窓口	●労働基準監督署※ ¹

※1 工事が行われる市内の区域により、2か所の労働基準監督署が対応しています。

名称	所在地・連絡先	札幌市内管轄区域
札幌中央 労働基準監督署 安全衛生課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎7F TEL 011-737-1192(代表)	中央区・北区・南区 ・西区・手稲区
札幌東 労働基準監督署 安全衛生課	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 TEL 011-894-2816(代表)	東区・白石区・厚別区 ・豊平区・清田区

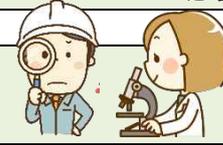
各法令等について不明な点があれば、必ず事前に各相談窓口へ相談し、法令等に違反した作業を行わないよう注意してください。



2.2 解体等工事の流れ

建築物等の解体等工事を行う場合は、アスベスト含有建材の有無の事前調査、発注者への説明、届出書の提出など、遵守すべきことがあります。

以下に解体等工事の流れの概要を示していますので、工事に着手する前に、必要な作業や手続きをご確認ください。

必要な作業や手続き		対象となる建材			
事前調査	 3.1～3.2 事前調査 (11ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 3.3 事前調査に関する記録 (19ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 3.4 事前調査結果の発注者への 説明(24ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 3.5 事前調査結果の札幌市への 報告(29ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
作業計画・準備	 4.1 作業計画の作成 (39ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 4.2 特定粉じん排出等作業実施 届出書の提出(42ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 4.3 下請負人への説明等 (47ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
作業実施	 3.6 事前調査結果等の掲示 (35ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし

作業実施	 5.1～5.7 除去等作業 (48ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 6.1～6.2 産業廃棄物の搬出等 (80ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
作業結果の記録・報告	 7.1 作業結果の記録 (82ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 7.2 作業結果の発注者への報告 (83ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 7.3 特定粉じん排出等作業完了 届の提出(86ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし

補足

以下の作業は、建築物等の解体等作業には該当しないため、大気汚染防止法上の規制は適用されません(令和2年11月30日付施行通知)。

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等のアスベスト等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、アスベストが飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、アスベスト等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- 国土交通省、経済産業省、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果からアスベストが使用されていないことが確認された工作物の解体・改修の作業

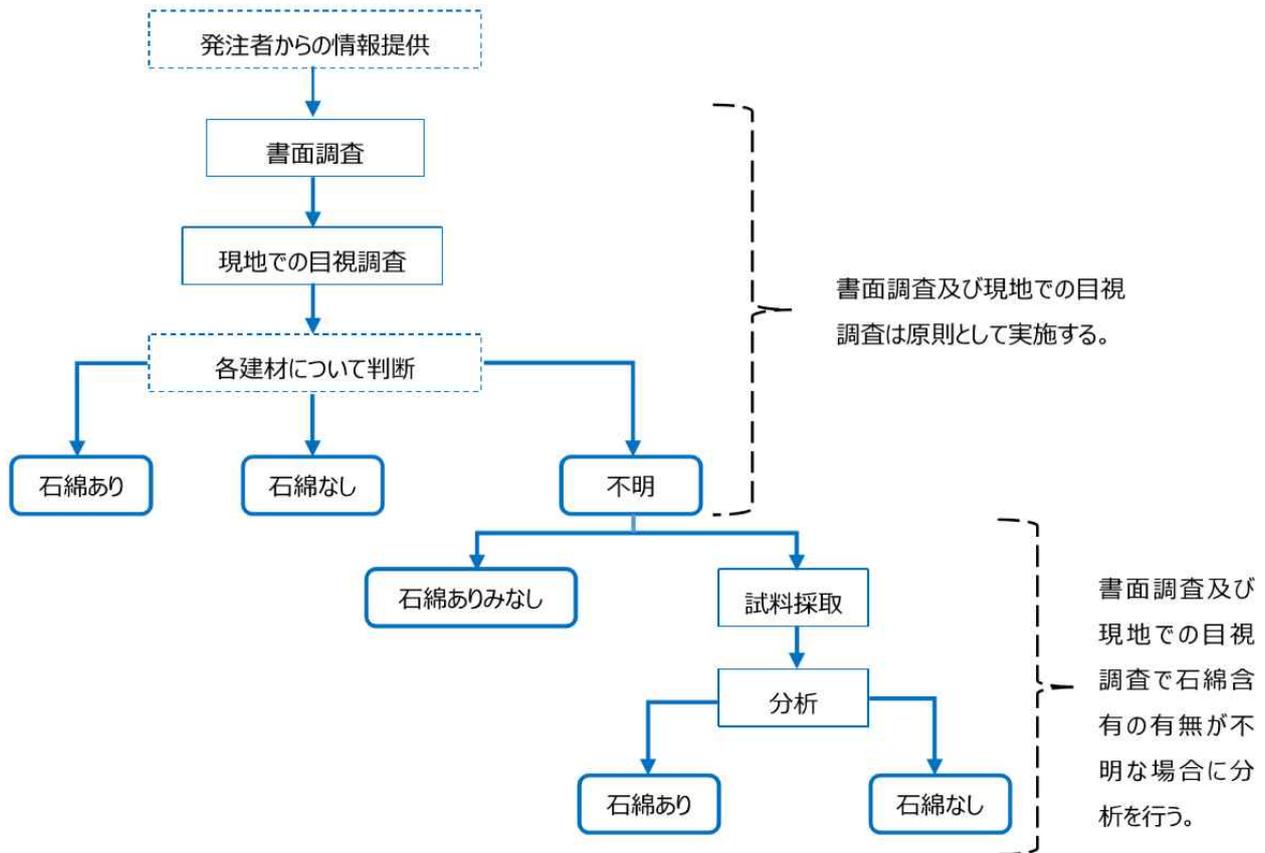
3 事前調査

3.1 事前調査の方法

関係規程：法第18条の15第1項～第2項 / 法施行規則第16条の5 /
国マニュアル「2.2.5」、「2.2.6.(1)」、「4.3.1～3」、「4.3.8」、「付録I」

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、解体等工事を行う前に、作業対象の建築物等にアスベストが0.1重量%を超えて含有しているかを以下のフローで調査する必要があります。

また、発注者は、事前調査に要する費用を適正に負担する等、元請業者の調査に協力しなければなりません。



国マニュアルより

事前調査の方法等については、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習標準テキストも参考になります。



建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習（厚生労働省）

（ページ下部に標準テキストのダウンロードリンクが掲載されています。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

● 書面調査・目視調査

竣工年や商品名等※1からアスベスト含有建材を洗い出し、現場での目視や製造元への問い合わせによりアスベスト含有建材の有無を判定します。

しかし、実際には、設計図書に記載されていない建材や目視では判断が難しい建材が使用されている場合があるため、そのような場合は、「分析調査」か「みなし判定」を行う必要があります。



- ※1 アスベスト含有建材の参考情報として、国土交通省と経済産業省が「石綿(アスベスト)含有建材データベース」を公表しています。ただし、データベースにはすべてのアスベスト含有建材が掲載されているものではないため、データベースに存在しないことをもって、その建材がアスベストを含有していないことの証明にならないことに注意が必要です。

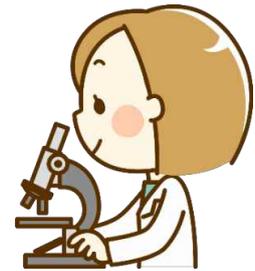


石綿(アスベスト)含有建材データベース
(国土交通省・経済産業省)
<https://www.asbestos-database.jp/>

● 分析調査

調査対象の建材を採取し、専門の分析機関※2、※3でアスベスト含有を判定します。できるだけ、「3.2 調査者の資格」の資格者ととともに試料採取から分析までの一連の作業を分析機関に行わせることが望ましいです。

なお、事前調査のために建築物等から少量の建材を採取するだけであれば、建築物等の解体等作業には該当しませんが、大気へのアスベストの飛散を防止するよう十分に配慮してください。



- ※2 分析機関の事業者で構成された以下の関係団体があります。
- 北海道環境計量証明事業協議会(一般財団法人北海道環境科学技術センター内)
電話:011-758-1161
 - 一般社団法人日本環境測定分析協会北海道支部(株式会社福田水文センター内)
電話:011-736-2371
- ※3 石綿障害予防規則に基づき、分析調査は厚生労働大臣が定める者等が行う必要があります(厚生労働省告示第277号)(詳細は労働基準監督署へ確認ください)。

● みなし判定

アスベストが含有しているか不明な建材については、「アスベストが含有しているとみなす」必要があります(「含有していないとみなす」ことはできません)。

調査対象の建材が膨大にある場合は、分析や飛散防止対策に係る費用等を総合的に考慮し、分析等せずに「アスベストが含有しているとみなす」判定もあり得ます。



アスベストの使用が禁止されていた建築物等

以下の建築物等にはアスベストの使用が禁止されていたことから、設計図書その他の書面でこれらに該当することが明らかになった場合は、それ以上の調査は不要です。

- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等(以下を除く。)
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下同じ。)であって、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

注意！

●事前調査の責任

事前調査は元請業者(又は自主施工者)が自らの責任で行わなければなりません。仮に発注者が過去の調査結果の記録を保有していたとしても、その記録を踏まえて現場を確認するなど、元請業者(又は自主施工者)が改めて解体等工事する建築物等のアスベスト含有建材の有無を確認してください。

●事前調査の不足

事前調査の不足により当初想定していなかったアスベスト含有建材が工事中に発見され、アスベストを大気中に飛散させた場合(疑いを含む)は、直ちに札幌市環境局環境対策課等の関係機関へ連絡してください。状況によっては、工事の停止、作業場の隔離養生、特定粉じん濃度測定等の実施を求める場合があります。なお、レベル1～2建材の場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要です。

●事前調査が困難な箇所

事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とともにその理由をあわせて調査結果に記載してください。

よくある質問(Q&A)**【Q1】**

事前調査の対象となる建材は何か。着工時期や商品名等からアスベストが含まれていないことが明らかな建材については、事前調査の対象外でよいか。

【A1】

原則、全ての建材が調査対象となります。事前調査は対象の建築物等に石綿含有建材が使用されているかどうかを判断する調査です。そのため、着工時期や商品名等からアスベスト非含有と判断することも事前調査の一つとなり、その結果については記録等が必要です。

ただし、「2.2 解体等工事の流れ」の「補足」に該当する作業に係る建材については、事前調査不要です。

【Q2】

書面調査は原則行うこととされているが、書面が残っていないケースはどうしたらよいか。

【A2】

書面が無い場合は書面調査を割愛し、目視調査(必要に応じて分析調査)により判断してください。

【Q3】

書面調査のみで建材のアスベストの含有状況を判断しても問題ないか。

【A3】

書面と実際の施工が異なる場合があるため、書面調査の結果を参考に必ず目視調査を実施してください。

【Q4】

書面調査や目視調査ではアスベストが含有するか判断できなかった場合、必ず分析調査が必要となるか。

【A4】

分析調査は必ずしも実施する必要はありませんが、アスベストが含有しているか不明な建材について、分析調査を実施しない場合は、「アスベストが含有しているとみなす」必要があります。

調査対象の建材が膨大にある場合は、分析や飛散防止対策に係る費用等を総合的に考慮し、分析等せずに「アスベストが含有しているとみなす」判定もあり得ます。

3.2 事前調査に必要な資格

関係規程：法第18条の15第1項 / 法施行規則第16条の5 / 令和2年環境省告示第76号 / 令和5年環境省告示第47号 / 国マニュアル「2.2.5.(3)」、「4.3.4」

建築物の解体等工事の事前調査は、環境大臣が定めた資格者に行わせる必要があります。工作物の解体等工事に係る資格者による事前調査は令和8年1月1日から義務付けられます。なお、義務付けより前においても、事前調査は有資格者に行わせることが望ましいとされています(工作物の使用箇所の具体例については、別途掲載の参考資料をご確認ください)。また、事前調査に必要な資格は工事の区分に応じて定められていますので、次ページの「【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図」を参照してください。



- 環境大臣が定めた資格者(令和2年環境省告示第76号、令和5年環境省告示第47号、令和2年11月30日付施行通知、令和5年6月23日付施行通知)

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
 - ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部のみ可能)
- ② 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ③ 工作物石綿含有建材調査者講習を修了した者
 - ・ 工作物石綿含有建材調査者

- 建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習

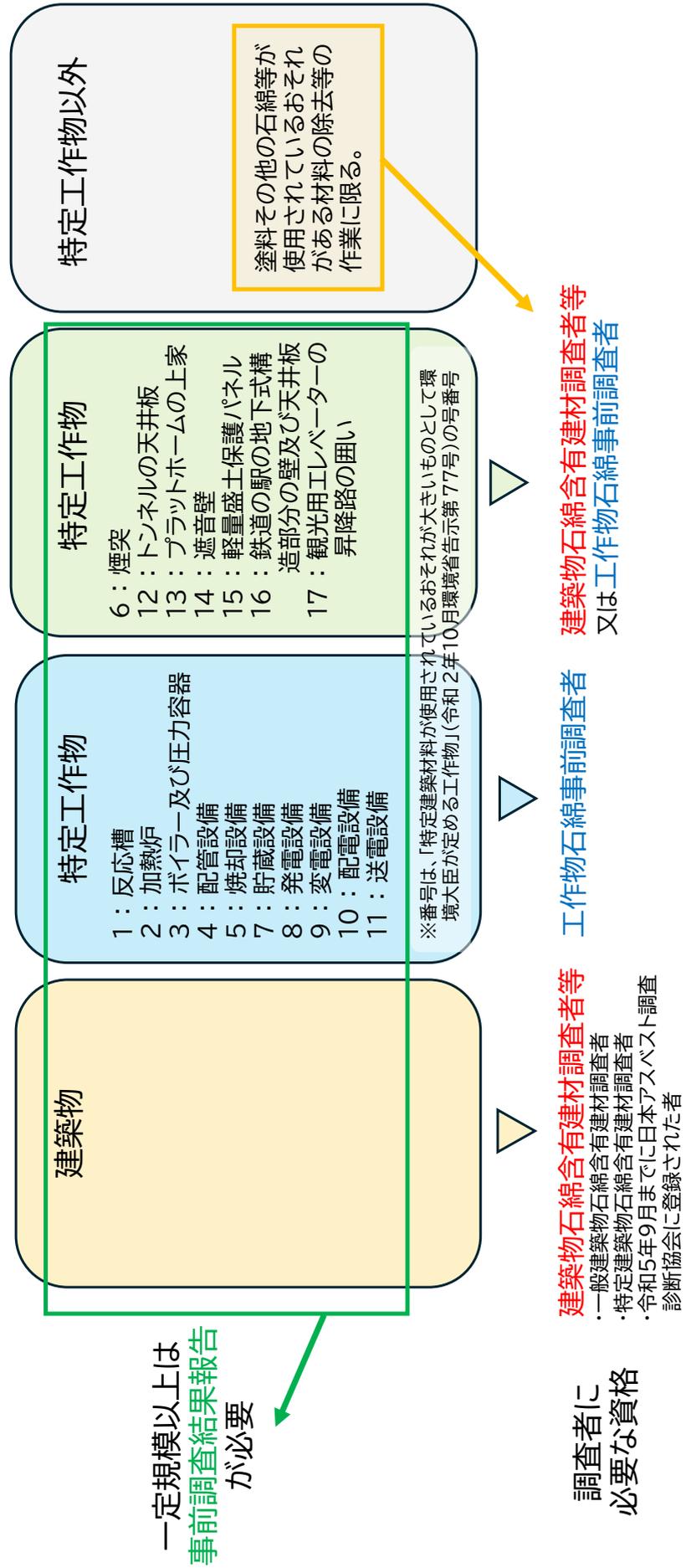
調査者講習を受講したい場合は、以下のホームページに掲載されている講習機関へ直接問い合せください。



建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_0002.html

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

事前調査はすべてにおいて必要



工作物と使用箇所の例(厚生労働省 工作物石綿事前調査者講習標準テキストより)

※代表的な例を模式的に表示したものです。これ以外の箇所も調査が必要であり、ここに例示するものだけが該当するとは限りません。

グループ	工作物	レベル			3														
		1	2	3	耐火断熱材	ガスケット類	パッキン類	不定形耐火材 (キャスタブル)	成形板類	紡織品	耐摩耗性製品 (摩擦材)	石綿セメント管	緩衝材	増粘剤	滑剤	電気絶縁材	防水材・硬化剤	耐熱耐食性 樹脂配管性	
炉設備	反応槽	○																	
	加熱炉		○																
	ボイラー・圧力容器		○																
	焼却設備	○	○													○			○
電気設備	発電設備	○	○													○			
	配電設備	○	○													○			
	変電設備	○	○													○			
	送電設備		○																
配管・貯蔵設備	高圧配管																		
	下水管		○																
	農業用パイプライン		○																
	貯蔵設備		○																
建築物・躯体設備等	煙突																		
	トンネルの天井板																		
	プラットホームの上家																		
	遮音壁																		
その他の工作物	軽量盛り土保護パネル																		
	鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板																		
	観光用エレベーターの昇降路の囲い																		
	上記以外の工作物																		

よくある質問(Q&A)

【Q1】

建築物においては令和5年10月1日から調査者資格が義務付けされており、工作物においては令和8年1月1日から、調査者資格の義務付けが開始されます。これらの制度施行前に石綿含有建材かどうかの事前調査が行われていた場合でも、制度施行後に工事に着手する際には、改めて環境大臣が定めた資格者による事前調査を行う必要がありますか。

【A1】

原則、そのとおりです。建築物については令和5年10月1日以降、工作物においては令和8年1月1日以降に開始する解体・改修工事については、過去に事前調査が行われていたとしても、当該調査を資格者が実施していない場合は、改正後の大気汚染防止法に基づく事前調査に相当する調査とはいえ、資格者に改めて事前調査を行わせる必要があります。ただし、資格者が義務付け前に事前調査を行った場合については、必ずしも改めての事前調査を行う必要はありません。

なお、資格者以外のものが過去に行った事前調査結果を、改めて事前調査を行う際に1つの参考資料として活用することは可能です。

【Q2】

資格者による事前調査は元請業者が別会社に委託することは可能か。
また、事前調査結果の記録、説明、報告は資格者により行う必要があるか。

【A2】

事前調査の責任は元請業者(又は自主施工者)にあるため、元請業者等の責任において、事前調査を別会社に委託して行うことは問題ありません。

事前調査の実施は資格者である必要がありますが、記録、説明、報告は資格者でなくても構いません。

【Q3】

事前調査を元請業者の責任において外部委託したいが、業者をどのように選定したらよいか。

【A3】

建築物石綿含有建材調査者や、アスベスト調査診断協会に登録された有資格者による事前調査を委託したい場合は、以下にお問い合わせください。

石綿総合情報ポータル
に掲載されている
認定機関

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



一般社団法人日本
アスベスト調査診断協会
<https://www.nada20090620.com/members/>



認定機関等によっては、資格者情報をホームページに掲載している機関もございますので、併せてご確認ください。

【Q4】

工作物の解体等において、工事契約日が令和7年12月31日以前の場合であって工事着手日が令和8年1月1日以降の場合、事前調査は工作物石綿事前調査資格者が行う必要があるか。

【A4】

工事着手日が令和8年1月1日以降であれば、契約日が令和7年12月31日以前であっても事前調査は工作物石綿事前調査資格者が行う必要があります。

3.3 事前調査に関する記録

関係規程：法第18条の15第3～4項 / 法施行規則第16条の8第1～3項 /
国マニュアル「2.2.6.(2)」、「4.3.5」

解体等工事の元請業者(又は自主施工者)は、事前調査に関する記録を作成・保存するとともに、解体等工事の現場に備え置く必要があります。



保存期間	解体等工事が終了した日から3年間	
記録事項	●解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	●解体等工事の場所	
	●解体等工事の名称及び概要	
	●事前調査を終了した年月日	
	●事前調査の方法	
	●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 ^{※1}	
	●解体等工事に係る建築物等の概要	※2
	●解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	
	●事前調査者の氏名(及び調査者の資格を証明する登録証等の写し)	
	●分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
●解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠		

※1 設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明したガasket又はグランドパッキンがある場合(「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照)は、「建築材料を設置した年月日」の記録も必要です。

※2 建築物等の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した場合(「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照)は、これらの事項の記録は不要です。

事前調査に関する記録(例)

解体等工事に係る事前調査記録(記載例)

解体等工事の発注者	住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号 XXX-XXX-XXXX	
解体等工事の名称及び概要	〇〇株式会社社屋解体工事	
解体等工事の場所	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇	
事前調査を終了した年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
事前調査の方法	■書面 ■目視 ■分析 □その他() 備考()	
解体等工事に係る建築物等の設置の 工事に着手した年月日	昭和〇年〇〇月〇〇日	
建築材料を設置した年月日	年 月 日 (設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した ガasket又はグランドパッキンがある場合に、その建築材料について記録する)	
解体等工事に係る建築物等の概要	■建築物 (■耐火 □準耐火 □その他()) (□木造 □RC造 ■S造 □その他()) □その他工作物	
解体等工事が建築物等を改造し、又 は補修する作業を伴う建設工事に該当 するときは、作業対象の建築物等の部 分(事前調査を行った部分)	■解体工事 作業対象は建築物等の全て □改造・補修工事 作業対象は別紙のとおり	
事前調査の方法	■書面調査 ■現地調査 ■分析調査	
事前調査者	建築物石綿含有建材調査者等 氏名 〇〇 〇〇 工作物石綿事前調査者 氏名 〇〇 〇〇 調査者の資格を有する登録証等の写し：別紙のとおり	
分析 調査 をした 場合	分析調査箇所	別紙 のとおり
	分析者	氏名 〇〇 〇〇 所属機関又は法人の名称 〇〇分析株式会社
	必要な知識及び技能を有する分 析者であることを証明する書類の 写し	別紙 のとおり
調査結果・根拠	別紙 のとおり	
建築物等の構造上、確認が困難な材 料及び場所	別紙 のとおり	

- 備考 1 建築物等の改造・補修対象箇所を示した図面、石綿含有建材の使用箇所と種類を示した図面、分析調査箇所を示した図面、調査結果の関連資料(建材メーカーのアスベスト含有情報、分析結果の報告書、改造・補修記録、現地写真、調査者の資格を有する登録証等の写し、必要な知識及び技能を有する分析者であることを証明する書類の写し等)を添付すること。
2 事前調査に関する記録は、解体工事等が終了した日から3年間保存すること。

令和〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇株式会社 営業部 〇〇 〇〇

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

事前調査結果票

事前調査結果票 作成例

1/1

建築物等名称 札幌市中央区北の丸1丁目通〇番	〇〇様邸住宅	建築物等の概要	■建築物 □工作物 一般住宅	耐火 火 □ 凍雨 火 ■ その他 ■ 木造 □ RC造 □ TS造 □ その他 ()	調査期間 自: 〇〇年〇月〇日 至: 〇〇年〇月〇日
所在地 札幌市中央区北の丸1丁目通〇番	〇〇年〇月〇日	調査者 会社名: 〇〇建設株式会社 氏名: 調査 太郎	調査者 会社名: 〇〇建設株式会社 氏名: 調査 太郎	調査者 会社名: 〇〇建設株式会社 氏名: 調査 太郎	調査期間 自: 〇〇年〇月〇日 至: 〇〇年〇月〇日
竣工 〇〇年〇月〇日	改修 〇〇年〇月〇日	用途 2階建	用途 ()	調査者 会社名: 〇〇建設株式会社 氏名: 調査 太郎	調査期間 自: 〇〇年〇月〇日 至: 〇〇年〇月〇日
延床面積(m ²)				調査者 会社名: 〇〇建設株式会社 氏名: 調査 太郎	調査期間 自: 〇〇年〇月〇日 至: 〇〇年〇月〇日
階数	2階建			調査者 会社名: 〇〇建設株式会社 氏名: 調査 太郎	調査期間 自: 〇〇年〇月〇日 至: 〇〇年〇月〇日

No. ※1	階数	部屋名	部位	材料名等	間質の充填 ※2	事前調査の結果		石綿含有率と暫定的な場合の処理			石綿含有建築材料		添付資料 番号 ※4	備考
						石綿 含有	石綿 非含有	目視	設計 図書等	分析	製造 者の証明	種類 (レベル) ※3		
1	外部	外壁	外壁	仕上塗材	済	■	→				仕上塗材 (レベル3)	120	A01	分析結果は別添
		外壁	外壁	下地調整塗材	済	■	→				成形板等 (レベル3)	120	A01	分析結果は別添
		外壁 (露出)	軒天	モルタル	済			■			成形板等 (レベル3)	20	A01	分析結果は別添
		軒天	屋根	スレート板	済		→							
		屋根	煙突	トタン	済		→							
		煙突	煙突	レンガ	済		→							
		煙突	煙突	セメント管	済		→							
2	1	空間	床	珪藻土珪	済		→							
		壁	壁	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		天井	天井	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		床	床	木	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		壁	壁	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		天井	天井	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		床	床	ビニル床シート	済		→			■		10	A03	製造者HPの非含有情報は別添
		壁	壁 (コンクリート)	珪藻土珪	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		天井	天井	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		床	床	木	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		壁	壁	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		天井	天井	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		床	床	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添
		天井	天井	石膏ボード (+壁紙)	済		→			■			A03	製造者HPの非含有情報は別添

※1 別棟の詳細図を添付し、No.と一致することが望ましい。 ※2 調査できなかった箇所は、その詳細を本表下部の欄に記載すること。
 ※3 レベル1、レベル2 建材の除去等作業を行う場合、当該作業開始の14日前までに有害物質調査報告書を提出し、有害物質調査結果を提出すること。 ※4 分析を実施した場合は、分析結果を添付すること。
 調査できなかった箇所の詳細

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

事前調査結果票 別紙 詳細図

事前調査結果票 別紙 詳細図

作成例

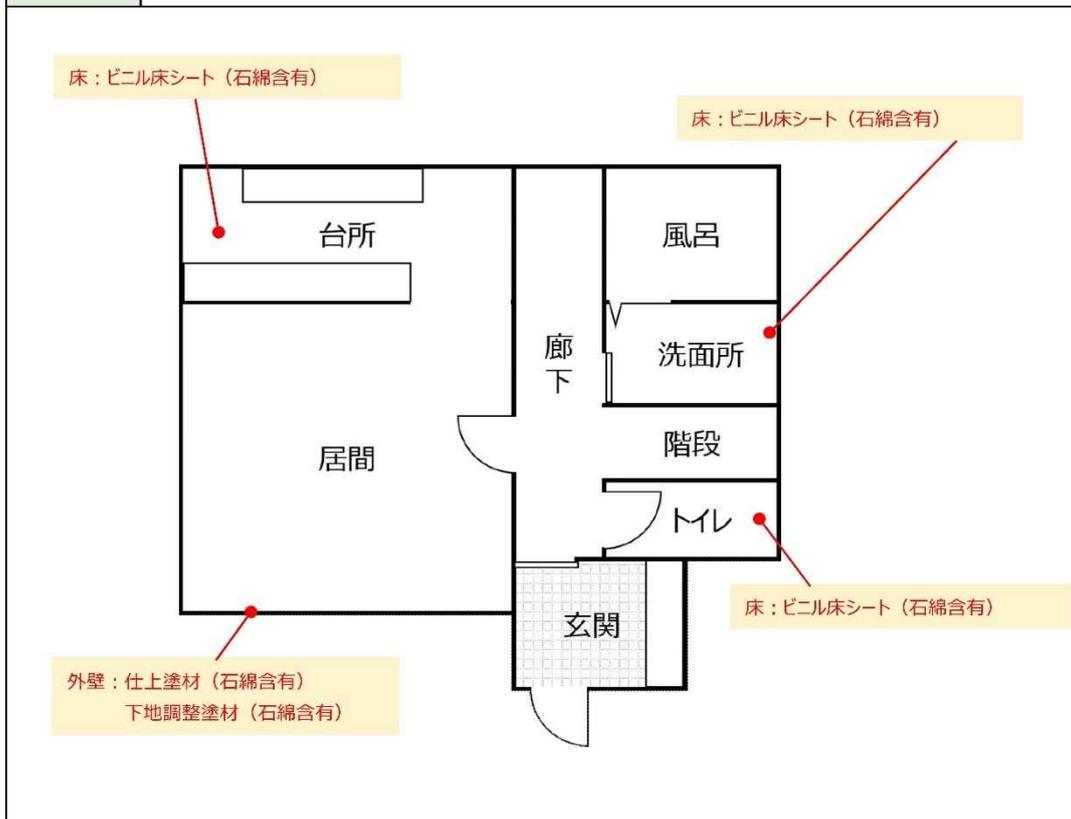
資料番号

2

建築物名称	〇〇様邸住宅		
階数	1	部屋名	玄関、廊下、居間、台所、トイレ

石綿含有 建築材料	<input type="checkbox"/> レベル1建材		劣化度	
	<input type="checkbox"/> レベル2建材			
	<input checked="" type="checkbox"/> レベル3建材	仕上塗材、下地調整塗材、ビニル床シート		
備考				

図面



写真等



※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

その他、次の資料などを添付します。

- 建築物等の改造・補修対象箇所を示した図面
- 調査者の資格を有する登録証等の写し
- 関連資料（分析結果の報告書、分析者の資格を有する登録証等の写し、建材メーカーのアスベスト含有情報、アスベスト含有建材データベースの該当ページ、改造・補修記録等）

関係書類一式(例)

関連資料（分析結果の報告書、建材メーカーのアスベスト含有情報 等）

調査者の資格を有する登録証等の写し

建築物等の改造・補修箇所を示した図面

事前調査結果票 別紙 詳細図

事前調査結果票

解体等工事に係る事前調査記録		
解体等工事の発注者	住所 氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号	
解体等工事の名称及び概要		
解体等工事の場所		
事前調査を終了した年月日		
事前調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 () 備考 ()	
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日		
建築材料を設置した年月日	年 月 日 (設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンがある場合に、その建築材料について記録する)	
解体等工事に係る建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物	
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業対象の建築物等の部分（事前調査を行った部分）	<input type="checkbox"/> 解体工事 作業対象は建築物等の全て <input type="checkbox"/> 改造・補修工事 作業対象は 別紙 のとおり	
事前調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面調査 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 分析調査	
事前調査者	建築物石綿含有建材調査者等 氏名 工作物石綿事前調査者 氏名 調査者の資格を有する登録証等の写し：別紙 のとおり	
分析調査をした場合	分析調査箇所	別紙 のとおり
	分析者	氏名 所属機関又は法人の名称
	必要な知識及び技能を有する分析者であることを証明する書類の写し	別紙 のとおり
調査結果及びその判断根拠	別紙 のとおり	
建築物等の構造上、確認が困難な材料及び場所	別紙 のとおり	

備考 1 建築物等の改造・補修対象箇所を示した図面、石綿含有建材の使用箇所と種類を示した図面、分析調査箇所を示した図面、調査結果の関連資料（建材メーカーのアスベスト含有情報、分析結果の報告書、改造・補修記録、現地写真、調査者の資格を有する登録証等の写し、必要な知識及び技能を有する分析者であることを証明する書類の写し等）を添付すること。
2 事前調査に関する記録は、解体工事等が終了した日から3年間保存すること。

年 月 日 作成者

3.4 事前調査結果の発注者への説明

関係規程：法第18条の15第1項 / 法施行規則第16条の5～第16条の7 / 条例第52条 / 条例施行規則第29条 / 国マニュアル「2.2.5.(5)」、「4.3.6」

解体等工事の元請業者は、発注者へ事前調査の結果を书面で交付し、調査結果を説明する必要があります。



説明時期	当該工事開始日まで※1に説明してください。ただし、災害等非常事態により緊急に当該工事を行う場合は速やかに説明してください。
------	---

説明事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※2		
	1・2	3	なし
●事前調査の結果(特定工事に該当するか及び根拠)	○	○	○
●事前調査を終了した年月日	○	○	○
●事前調査の方法(書面調査、目視調査、分析調査)	○	○	○
●事前調査者の氏名及び調査者が必要な資格を有することを明らかにする事項(受講した建築物石綿含有建材調査者等の講習実施機関の名称)	○	○	○
●建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに使用箇所及び使用面積	○	○	
●特定粉じん排出等の種類	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の方法	○	○	
●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	
●特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	○		
●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○		
●特定粉じん排出等作業の方法が法18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法(作業場を負圧隔離する方法等)により行うものでないときは、その理由	○		
●施工管理組織図	○		
●特定粉じん濃度測定の方法及びその測定箇所	○		
●使用機器及び資材の一覧	○		
●特定粉じん等の処理方法	○		

- ※1 届出特定対象工事(レベル1・2建材の除去等作業の工事)であり、特定粉じん排出等作業を当該工事開始日から14日以内に開始する場合は、当該作業開始日の14日前まで。
- ※2 アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について説明が必要となります。

アスベスト事前調査でよくある不適切な事例とその対策

● 調査記録・写真が不十分

具体例	調査時の写真が不鮮明、撮影位置が不明、記録が不十分。
対策	写真は位置・方向・対象が明確になるよう撮影し、図面と照合できるように整理しましょう。記録は電子化しておきましょう。

● 発注者への説明・同意の記録がない。

具体例	調査結果を発注者に説明した記録が残っていない。 (口頭のみでの説明・確認は違反となります)
対策	書面または電磁的記録で説明内容を交付し、署名または確認記録を残しましょう。説明記録書の様式を社内で統一しましょう。

● 発注者への説明内容が不十分であり、十分な理解を得ることができていない。

具体例	専門用語が多い。調査結果の根拠を示していない。
対策	専門用語はかみ砕いて説明しましょう。写真・分析結果・図面を提示し、根拠を明確に説明しましょう。

● 調査結果が現場に伝わっていない。

具体例	調査結果が下請負人等、現場作業員に伝わっておらず、作業基準が遵守されずアスベストの飛散リスクが高まる。
対策	<ol style="list-style-type: none"> 調査結果の共有を「現場単位」で徹底しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> 作業前に現場での説明の実施や朝礼で共有しましょう。 図面や写真を使って、どの建材が含有しているかを明示しましょう。 元請業者から下請負人へ調査結果が確実に伝わるようにしましょう。 <ul style="list-style-type: none"> 調査結果の説明と確認を書面にて行いましょう。 書面やチェックリストで説明の記録を残しましょう。

調査結果の説明文書(例)

年 月 日			
解体等工事に係る事前調査説明書面			
①発注者 住所 氏名 (法人にあつては名称及びその代表者の氏名) 様			
②元請業者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号			
大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。			
③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> R C 造 <input type="checkbox"/> S 造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙 1 のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙 1 を添付すること。 2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。			
元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名 (法人にあつては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名) 年 月 日			
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名 (法人にあつては名称並びに説明を行った者の職及び氏名) 年 月 日			
※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。			

※本様式は本マニュアル表紙の URL 先からダウンロードできます。

別紙1 (アスベスト含有建材がある場合は作成)

別紙1	
特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要	
①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の掲示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。	

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

その他、次の資料などを添付します。

- 調査結果の詳細（調査箇所の一覧表・図面等 本マニュアル3.3参照）
- 建築物等の配置図 ● 付近状況
- 作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法等）

また、レベル1～2建材がある場合は上記に加えて以下も添付します。

- 施工管理組織図 ● 特定粉じん濃度測定の方法及びその測定箇所
- 使用機器及び資材の一覧 ● 特定粉じん等の処理方法

関係書類一式（例）

別紙 1 特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書

①発注者 住所 氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） 電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)	
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積 m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数 階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年	
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物	
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())	
⑨調査を終了した年月日	年 月 日	
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無 ⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所	
⑭設置予定年月日	年 月 日	
⑮設置場所	別紙 のとおり	
⑯大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）

年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

3.5 事前調査結果の札幌市への報告

関係規程：法第18条の15第6項 / 法施行規則第16条の11第1～4項 / 国マニュアル「2.2.7」、「4.3.7」

一定規模の解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、事前調査結果を札幌市へ報告する必要があります。



報告対象 ※1 ※2	①作業対象となる床面積が合計80m ² 以上の建築物の解体工事 ②作業に係る請負代金※3が合計100万円以上の建築物の改修工事 ③請負代金※3が合計100万円以上の工作物※4の解体・改修工事	
報告方法	原則、国の「石綿事前調査結果報告システム」を通じて報告します。 ただし、システムの使用が困難な場合は、法施行規則の「様式第3の4」を使用して報告します※5。	
報告期限	事前調査後に速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前まで）	
報告事項	●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	※10
	●事前調査を終了した年月日	
	●解体等工事の場所	
	●解体等工事の名称及び概要	
	●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日※6	
	●特定粉じん排出等作業の開始時期※7	
	●解体等工事の実施の期間	
	●建築物の解体作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	
	●設計図書等に記載されている設置年月日により明らかにアスベスト非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称※8	
	●解体等工事に係る建築物等の概要	
●分析調査による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称		
●建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負金額の合計額		
●解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類※9		
●解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要		

- ※1 石綿障害予防規則では、「船舶（総トン数20トン以上の船舶に限る。）の解体・改修工事」も報告対象となります。詳細は労働基準監督署に確認ください。
- ※2 建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合は、次のア又はイのいずれか1つでも該当する場合には報告を行う必要があります（報告自体は、工事全体をまとめた報告で差し支えありません）。
 - ア 建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 m² 以上である場合
 - イ 建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負代金の額が 100 万円 以上である場合
- ※3 材料費を含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まず、消費税を含む額になります（令和2年11月30日付施行通知）。また、自主施工者が施工する場合は、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額を指します。
- ※4 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める次の工作物（特定工作物）に限ります（令和2年環境省告示第77号、令和5年6月環境省告示第48号）。

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）
- ※5 システムを利用せずに報告を行う場合、大気汚染防止法に基づく届出のほかに、別途、石綿障害予防規則に基づく届出を所管の労働基準監督署に提出する必要があります。
- ※6 設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンがある場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、その「建築材料を設置した年月日」の報告も必要です。
- ※7 特定工事に該当しない解体等工事（アスベスト含有建材が一切ない工事）の場合は、この事項の報告は不要です。
- ※8 工作物の事前調査については、令和8年1月1日以降に報告が必要となります。
- ※9 解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行います。
- ※10 建築物等の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、これらの事項の報告は不要です。

石綿事前調査結果報告システムの使用法等

事前調査結果は、下記URLから「石綿事前調査結果報告システム」にアクセスし、システムを通じて報告してください。なお、システムを利用するためには、事前に国の行政サービス共通認証システム「gBizID」への登録が必要となります。

●石綿事前調査結果報告システム



<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムの利用方法の概要については、次ページで紹介する厚生労働省YouTubeチャンネルを参照ください。

※システムに関するお問い合わせは、ヘルプデスク(システム内のお問い合わせ画面)から行うことができます。

●gBizID 登録サイト



<https://gbiz-id.go.jp>

<システム画面イメージ>

●石綿事前調査結果報告システム 動画マニュアル(厚生労働省YouTubeチャンネル)



<再生リスト>



<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhMNnKAReBBnRgMkE4C6AVy>

○ご説明動画(1/4)	・ システムへのログイン ①元請事業者の入力
○ご説明動画(2/4)	②請負事業者の入力 ③事前調査結果の入力
○ご説明動画(3/4)	④申請内容の確認 ⑤登録完了
○ご説明動画(4/4)	・ 登録済み申請情報の検索・変更

様式第3の4

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事
市長 殿報告者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者
の氏名電話番号
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

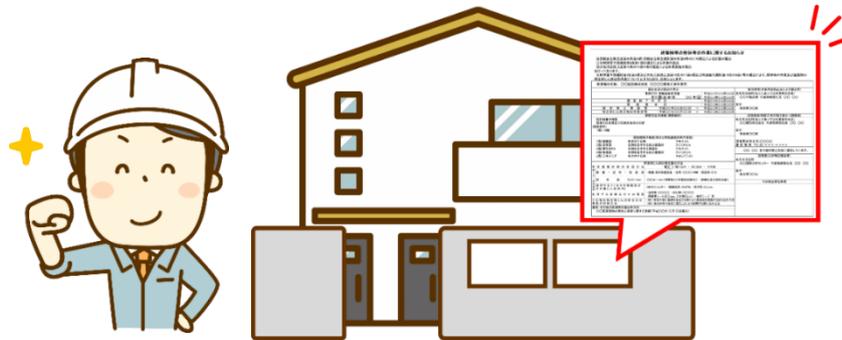
解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	〒 ー		
解体等工事の場所	〒 ー		
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
特定粉じん排出等作業の 開始時期		※受理年月日	年 月 日
建築物等の設置の工事に着 手した年月日	年 月 日	※審査結果	
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他)		
	延べ面積 m ² 階数(地上 階、地下 階) その他工作物		
解体の作業の対象となる床 面積の合計		※備考	
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
	講習実施機関の 名称		
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称			

※ 本報告は原則、石綿事前調査結果報告システムを用いて行います。

3.6 事前調査結果等の掲示

関係規程：法第18条の15第5項 / 法施行規則第16条の4、第16条の9～第16条の10 /
国マニュアル「2.2.4.(2)」、「2.2.6.(3)」、「4.6.1～4.6.3」

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、解体等工事を行う際に、**アスベスト含有建材の有無に関わらず**、事前調査結果等を公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。



掲示時期	解体等の作業の開始から終了まで。
掲示場所	作業場に接道する敷地への入口等、公衆の見やすい場所に掲示してください。公衆が立ち入ることのできない工事現場の奥に掲示することは不適となります。
掲示の大きさ	長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ）の大きさとし、文字の大きさも公衆に見やすいよう十分に配慮してください。

掲示事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※1		
	1・2	3	なし
●事前調査の結果	○	○	○
●解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	○
●事前調査を終了した年月日	○	○	○
●事前調査の方法	○	○	○
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	
●特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	
●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の方法	○	○	
●特定粉じん排出等作業実施届出書の届出年月日及び届出先	○		

※1 アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について掲示が必要となります。

こんな不備が多いです！

- 解体作業に着手しているのに掲示がない。または、作業が終了する前に外してしまう。
- 調査した建材をすべて記載していない。● 調査者資格番号などの未記載。

調査結果等の揭示(例)(レベル1～2建材に係る工事の場合)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

記載例:レベル1・2あり

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、以下のとおり、お知らせします。

- 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出
- 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出

事業場の名称		札幌市役所第2庁舎解体工事	
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署 札幌市環境局環境対策課	発注者又は自主施工者 (氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)) 株式会社市役所建築設計 代表取締役 札幌 一郎	
調査終了年月日	令和8年3月15日	(住所) 札幌市中央区北1条西2丁目0-0	
看板表示日	令和8年4月10日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) (氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)) 株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎	
解体等工事期間	令和8年4月10日 ~ 令和8年6月30日		
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間	令和8年4月15日 ~ 令和8年5月10日		
作業対象の石綿含有建材	■レベル1 ■レベル2 ■レベル3 □石綿含有建材なし		
調査方法	■書面調査 ■現地調査 ■分析調査		
調査箇所	建物全体(1階～4階、外壁、軒天、屋上) ポイラー		
石綿含有あり(みなし含む)	※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		
石綿含有あり(みなし含む)	①階機械室:吹付け石綿③ ①階機械室:保温材(含有とみなし) エレベーターシャフト:吹付け石綿③ ①～4階 床:ビニル床タイル③ ポイラー:保温材(含有とみなし) ポイラー:パッキン(含有とみなし) 【石綿含有なし】 ①～4階:1レイPS 保温材③ ポイラー:ガスケット④⑤		
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法	■除去 □封じ込み □封じ込め □その他 型式:XXX-2000、設置台数:2台、 排気能力:9.6m ³ /min HEPAフィルタ(捕集効率:99.97%、粒子径:0.3μm)		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	粉じん飛散抑制○○○○、粉じん飛散防止処理剤○○○○、床隔離用プラスチックシート(厚さ0.15mm)等、その他隔離用プラスチックシート(厚さ0.10mm)等		
使用する資材及びその種類	仕上塗材は剥離剤併用工具ケレン工法で除去。 ボード類は必要に応じて養生・湿潤化。 パッキンは湿潤化。		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
調査者(事前調査・分析等の実施者)			
現場責任者氏名	株式会社市役所解体工業 札幌 三郎		
石綿作業主任者	株式会社市役所解体工業 札幌 四郎		
(連絡場所TEL)	011-211-XXXX		
調査者(事前調査・分析等の実施者)			
(氏名又は名称及び住所(講習実施機関の名称、登録番号))			
①事前調査・試料採取を実施した者			
・特定建築物石綿含有建材調査者			
市役所調査株式会社 札幌 五郎			
札幌市中央区北1条西2丁目△-△			
一般社団法人札幌石綿研究機構 登録番号 ○○○○			
・工作物石綿事前調査者			
市役所調査株式会社 大通 美咲			
札幌市中央区北1条西2丁目△-△			
一般社団法人札幌石綿研究機構 登録番号 ○○○○			
②分析を実施した者			
市役所分析株式会社 札幌 六郎			
札幌市中央区北1条西2丁目□-□			
○○講習△△コース合格認定者 登録番号 ◇◇◇◇			
その他必要事項・条例等の届出年月日			

※本様式は本マニュアル表紙の URL 先からダウンロードできます。

調査結果等の揭示(例)(レベル3建材に係る工事の場合)

記載例:レベル3建材のみ

建築物等の解体等のお知らせ

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、以下のとおり、お知らせします。
なお、本工事は、以下の報告、届出を行っています。

- 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出 → (届出不要)
- 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 → (届出不要)

事業場の名称	
届出先及び届出年月日	発注者又は自主施工者 【氏名又は名称(法人)又は代表者の氏名) 株式会社市役所建築設計 代表取締役 札幌 一郎
調査終了年月日	令和8年3月15日
看板表示日	令和8年4月10日
解体等工事期間	令和8年4月10日 ~ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間	令和8年4月15日 ~ 令和8年5月10日
作業対象の石綿含有建材	□レベル1 □レベル2 ■レベル3 □石綿含有建材なし
調査方法の概要(調査箇所)	
【調査方法】 ■ 書面調査 ■ 現地調査 ■ 分析調査	
【調査箇所】	
建物全体(1階~4階、外壁、軒天、屋上)ボイラー	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	
※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
【石綿含有あり(みなし含む)】	・ボイラー:パッキン(含有とみなし)
・軒天:けい酸カルシウム板第1種③	
・外壁:仕上塗材・下地調整塗材③	
・1~4階 床:ビニル床タイル③	
・天井:フレキシブルボード④	
【石綿含有なし】	
・1階機械:吹付け石綿③	
・1階機械室及び1~4階トイレ内PS:保温材③	
・エレベーターシャフト:吹付け石綿③	
・ボイラー:ガスケット④⑤	
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	■ 除去 □ 囲い込み □ 封じ込め □ その他
機種・型式・設置数	
排気能力(m ³ /min)	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果	
使用する資材及びその種類	剥離剤○○○○、粉じん飛散抑制・防止処理剤○○○○、床間隙用プラスチックシート(厚さ0.15mm)、その他隙間用プラスチックシート(厚さ0.10mm)等
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	仕上塗材は剥離剤併用手工具クレンジエング法で除去。 ボート類は必要に応じて養生・遮断化。 パッキンは遮断化。
※A3サイズ以上で揭示してください。	

※本様式は本マニュアル表紙の URL 先からダウンロードできます。

調査結果等の掲示(例)(アスベスト建材が一切ない工事の場合)

<p>建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</p> <p>記載例:石綿含有建材なし</p>	
<p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、以下のとおり、お知らせします。 なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。</p> <p>■ 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告 □ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出 →(届出不要) □ 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 →(届出不要)</p>	
<p>事業場の名称 札幌市役所第2庁舎解体工事</p>	
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署 札幌市環境局環境対策課
調査終了年月日	令和8年3月15日
看板表示日	令和8年4月10日
解体等工事期間	令和8年4月10日 ~ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間	□レベル1 □レベル2 □レベル3 ■石綿含有建材なし
作業対象の石綿含有建材	調査方法の概要(調査箇所)
【調査方法】 ■書面調査 ■現地調査 ■分析調査	
【調査箇所】 建物主体(1階~4階、外壁、軒天、屋上) ポイラー	
【石綿含有あり(みなし含む)】	
【石綿含有なし】	<p>調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) ※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日</p> <p>1階機械室:吹付け石綿③、1階機械室:保温材③、外壁:仕上塗材・下地調整塗材③、軒天:けい酸カルシウム板第1種③、1~4階トイレ内PS:保温材③、1~4階 床:ビニル床タイル③ 天井:フレキシブルボード④ ポイラー:ガスケット④⑤ ポイラー:パッキン④⑤</p>
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法 □除去 □囲い込み □封じ込め □その他
排集装置	機種・型式・設置数
排気能力(m³/min)	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	
※A3サイズ以上で掲示してください。	
【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】	発注者又は自主施工者 株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎
【住所】	札幌市中央区北1条西2丁目0-0
【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎
【住所】	札幌市中央区北1条西2丁目0-0
【現場責任者氏名】	株式会社市役所解体工業 札幌 三郎
【石綿作業主任者】	—
【連絡場所TEL】	011-211-XXXX
【氏名又は名称及び住所(講習実施機関の名称、登録番号)】	調査者(事前調査・分析等の実施者) ①事前調査・試料採取を実施した者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 市役所調査株式会社 札幌 五郎 札幌市中央区北1条西2丁目△-△ 一般社団法人札幌石綿研究機構 登録番号 ○○○○ ・工作物石綿事前調査者 市役所調査株式会社 大通 美咲 札幌市中央区北1条西2丁目△-△ 一般社団法人札幌石綿研究機構 登録番号 ○○○○ ②分析を実施した者 市役所分析株式会社 札幌 六郎 札幌市中央区北1条西2丁目□-□ ○○講習△△コース合格認定者 登録番号 ◇◇◇◇
その他必要事項・条列等の届出年月日	

※本様式は本マニュアル表紙の URL 先からダウンロードできます。

4 作業計画の作成、実施の届出

4.1 作業計画の作成

関係規程：法第18条の14 / 法施行規則第16条の4 / 国マニュアル「2.2.4.(1)」、「4.4.1～4.4.2」

特定工事の元請業者（又は自主施工者）は、特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成する必要があります。

また、作成した作業計画は当該作業を行う全ての作業者に周知されなければならない、作業は作業計画に従って行う必要があります。



対象作業	全ての特定粉じん排出等作業※ ¹
作成時期	特定粉じん排出等作業の開始前まで
作業計画の内容	● 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	● 特定工事の場所
	● 特定粉じん排出等作業の種類
	● 特定粉じん排出等作業の実施の期間
	● 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
	● 特定粉じん排出等作業の方法
	● 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
	● 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要※ ²
	● 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	● 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※¹ レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業の場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書（本マニュアル4.2参照）を作成することで作業計画を作成したことになります。

※² 具体的には、隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化の方法、除去等の方法、清掃の方法、廃棄物の処理の方法などが考えられます。

作業計画(例)

特定粉じん排出等作業の計画 (記載例)	
発注者	住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号 XXX-XXX-XXXX
特定工事の名称	〇〇株式会社社屋解体工事
特定工事の場所	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇
特定粉じん排出等作業の種類 (大気汚染防止法施行規則別表第7)	<input checked="" type="checkbox"/> 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び5の項を除く) <input type="checkbox"/> 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) <input checked="" type="checkbox"/> 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5の項を除く) <input checked="" type="checkbox"/> 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、次項を除く) <input type="checkbox"/> 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 <input type="checkbox"/> 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇年〇〇月〇〇日
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	<input checked="" type="checkbox"/> 1 吹付け石綿 (1階機械室天井、100m ²) <input type="checkbox"/> 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) <input type="checkbox"/> 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) <input type="checkbox"/> 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 5 石綿を含有する仕上塗材 (外壁、180m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 6 石綿を含有する成形板等 (軒天、1～2階床・内壁、350m ²) 詳細は 別紙 のとおり
特定粉じん排出等作業の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> その他 ()
石綿等の粉じんの発散防止・抑制方法	別紙 のとおり
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 〇〇 〇〇 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 〇〇 〇〇 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法	別紙 のとおり

備考 付近の状況、建築物等の配置図、アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面、作業工程の概要(例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法、労働者のばく露防止の方法等)を添付すること。

※本様式は本マニュアル表紙の URL 先からダウンロードできます。

その他、次の資料などを添付します。

- アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面
- 建築物等の配置図
- 付近状況
- 作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法等）

関係資料一式(例)

作業工程の概要

建築物等の配置図・付近状況

アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面

特定粉じん排出等作業の計画（記載例）	
発注者	住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
特定工事の名称	〇〇株式会社社屋解体工事
特定工事の場所	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇
特定粉じん排出等作業の種類 (大気汚染防止法施行規則別表第7)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） □ 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） ■ 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） ■ 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、次項を除く） □ 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 □ 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇年〇〇月〇〇日
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 吹付け石綿 (1階機械室天井、100m²) □ 2 石綿を含有する保温材 (、 m²) □ 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m²) □ 4 石綿を含有する断熱材 (、 m²) ■ 5 石綿を含有する仕上塗材 (外壁、180m²) ■ 6 石綿を含有する成形板等 (軒天、1~2階床・内壁、350m²) 詳細は 別紙 のとおり
特定粉じん排出等作業の方法	■ 除去 □ 囲い込み □ 封じ込め □ その他 ()
石綿等の粉じんの発散防止・抑制方法	別紙 のとおり
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 〇〇 〇〇 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 〇〇 〇〇 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法	別紙 のとおり

備考 付近の状況、建築物等の配置図、アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面、作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法、労働者のばく露防止の方法等）を添付すること。

4.2 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出

関係規程：法第18条の17第1～3項 / 法施行令第10条の2 / 法施行規則第10条の4第1～2項、第13条第1項・第4項、第13条の2、第13条の3 / 条例第53条 / 条例施行規則第29条 / 国マニュアル「2.2.9」、「4.5.1～4.5.2」

届出対象特定工事の発注者(又は自主施工者)は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、札幌市長へ特定粉じん排出等作業実施届出書を提出する必要があります。



対象作業	レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業※1
提出期限	レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業を開始する日※2の14日前まで※3
提出先	札幌市環境局環境対策課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階 電話：011-211-2882 E-Mail:kankyo_taisaku@city.sapporo.jp
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ●紙で提出 正副2部を上記提出先へ持参又は郵送※4してください。 ●電子メールで提出※5 届出書と添付書類の電子ファイルを上記メールアドレスへ送信※4してください。

※1 アスベスト含有建材に直接触れない作業であっても、当該作業によってアスベストが飛散するおそれのあるものは、特定粉じん排出等作業実施届出書を提出してください。

同一の建築物又は同一の工場若しくは事業場において行われる複数の特定粉じん排出等作業については、1つの届出書によって提出できます。

※2 解体等工事の開始日ではなく、アスベスト含有建材の除去等のために作業場の隔離養生等を開始する日

※3 特定粉じん排出等作業実施届出書の審査が終了した後、やむを得ず届出書の内容を変更する必要がある場合は、事前に札幌市環境局環境対策課に相談してください。なお、除去範囲等の重要な事項を変更する場合は、新たな届出書の提出が必要になる場合があります。

※4 各日の閉庁時間(平日の17時15分～23時59分、土日祝日及び年末年始)に届いた場合は、翌開庁日が届出書の受付日となります。

※5 メールの内容によってはスパムメール等と認識され、札幌市が受信できない場合がありますので、電子メールで提出される場合は、必ずメール送信後に電話等で受信確認の連絡をしてください。

なお、札幌市が受信できる電子メールの容量の上限は1通あたり50MBとなります。

届出様式	法施行規則の「様式第3の5」に添付書類を添付します。	
届出内容 「様式第3の5」に記入します	●発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	●届出対象特定工事の場所	
	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	
	●特定粉じん排出等作業の種類	
	●特定粉じん排出等作業の実施の期間	
	●特定粉じん排出等作業の方法	
	●特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法(作業場を负压隔離する方法等)により行わないときは、その理由	
	●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
添付書類	●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	
	○付近の状況がわかる周辺地図	
	○建築物等、事前調査結果、廃石綿等の一時保管場所を示す配置図	
	○特定建築材料の使用箇所を示す図面	
	○隔離養生、セキュリティゾーン、集じん・排気装置とその排気口の設置位置を示す図面	
	●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	
	○隔離養生等の敷設方法	
	○集じん・排気装置の点検方法	
	○特定建築材料の湿潤化・除去方法	
	○その他、作業基準を遵守することがわかる具体的な工程	
	●施工管理組織図(発注者(担当者の氏名含む)、元請業者(特別管理産業廃棄物管理責任者 ^{※6} の氏名含む)、下請負人、特定粉じん濃度測定の実業業者、廃石綿等の収集運搬業者・最終処分先、それらの連絡先を示すもの)	
	●特定粉じん濃度測定の実業業者の測定方法を記載した書面及びその測定箇所を示す図面	
	●使用予定の機器及び資材の数量の一覧を記載した書面	
	●特定粉じん等(廃石綿等)の処理方法を記載した書面	
	●積算書(以下の根拠を示すもの)	
○特定建築材料の使用面積	○プラスチックシートの必要数	
○薬液の必要数	○集じん・排気装置の必要台数	
●使用する薬液、集じん・排気装置の排気能力がわかるカタログ等		
●特定建築材料の状態がわかる写真等(封じ込め・囲い込みを行う場合のみ)		

※6 特定工事の元請業者(又は自主施工者)は、廃棄物処理法に基づき、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書」を札幌市環境局事業廃棄物課(電話:011-211-2927)へ提出する必要があります。

特定粉じん排出等作業実施届出書

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

〒
届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	※審査結果	
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

特定粉じん排出等作業実施届出書 別紙

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置 機種・型式・設置数	
排気能力 (m^3/min)	(1時間当たり換気回数 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m^3) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

注意！

● 不備のある届出書

届出書は空欄の無いよう記載し、必ず添付書類一式とともに提出してください。必要事項が記載されていない届出書や添付書類が不足した届出書は、受付ができない場合があります。

● 内容が不明瞭な届出書

作業工程の説明が不十分、計算誤りのある積算書、根拠が不明な数値があるなどの届出書は、工事関係者の誤認に繋がるだけではなく、審査にも時間を要することとなります。

正確かつ明瞭な内容とするよう努めてください。



その他、以下の書類を添付します。

- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 施工管理組織図
- 特定粉じん濃度測定の方法を記載した書面及びその測定箇所を示す図面
- 使用予定の機器及び資材の数量の一覧を記載した書面
- 特定粉じん等(廃石綿等)の処理方法を記載した書面
- 積算書
- 使用する薬液、集じん・排気装置の排気能力がわかるカタログ等(積算根拠となるもの)
- 特定建築材料の状態がわかる写真等(封じ込め・囲い込みを行う場合のみ)

関係書類一式(例)

カタログ等

積算書

特定粉じん等(廃石綿等)の処理方法を記載した書面

使用予定の機器及び資材の数量の一覧

特定粉じん濃度測定の方法・測定箇所

施工管理組織図

特定粉じん排出等作業の工程

建築物等の概要、配置図及び付近の状況

別紙

様式第3の5
特定粉じん排出等作業実施届出書
年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届けます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	特定粉じん排出等作業の種類		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	密 査 理 番 号	密 査 理 年 月 日
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	密 査 査 結 果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m ² (階建)	添 付 考	
備考	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 電話番号		
事項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 電話番号		

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
3 添付の欄には、記載しないこと。
4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

4.3 下請負人への説明等

関係規程：法第18条の16第3項、第18条の22 / 法施行規則第16条の12 / 条例第57条第3項 / 条例施行規則第29条 / 国マニュアル「2.2.8.(2)～(3)」、「4.4.3」

特定工事の元請業者は、下請負人に対して特定粉じん排出等作業の方法等を説明し、各下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、指導に努める必要があります。



説明方法	書面による説明が望ましい※1		
説明事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※2		
	1・2	3	
●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	
●特定粉じん排出等作業の種類	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	○	○	
●施工管理組織	○		
●特定粉じんの濃度の測定方法及びその測定箇所	○		
●使用機器及び資材	○		
●特定粉じん等(廃棄物)の処理方法	○		

※1 適切な作業計画又は特定粉じん排出等作業実施届出書には説明すべき事項が全て記載されているため、これらを下請負人へ提示して説明してもよい。

※2 アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について説明が必要となります。